

浦野家通信



2月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第7号
発行人：所員一同

立春とは申しませんが、まだ寒さの厳しい日が続いております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

2月は如月といいますが、寒さがぶり返し衣を更に着る季節『衣更着』という由来があります。



風邪などひかれぬよう、
お気をつけくださいませ。

今日は何の日？

2月14日・・・バレンタインデー

西洋のバレンタインデーは男女双方が想いをよせる人にカードを送り、チョコレート、花などの贈り物をするそうです！

日本では女性が男性にチョコレートをプレゼントする形が定着していますが、最近では義理チョコや友チョコなどが誕生し、賑わいを見せていますね！

～皆様も素敵なバレンタインデーをお過ごしください～



10日(金)
・1月分源泉所得税納付

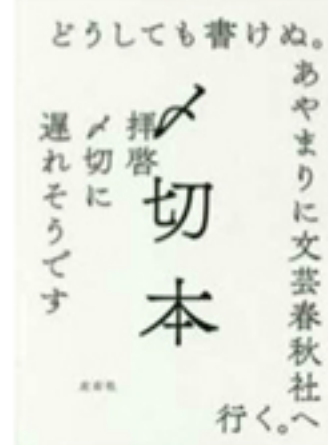
16日(木)
・個人の確定申告開始日

28日(火)
・12月決算法人の確定申告と納税
・6月決算法人の中間申告と納税
・3・6・9月決算法人の消費税の
3か月ごとの中間申告
・1月分社会保険料納付

今月の税務予定



今月の1冊



『メ切本』
著：夏目漱石ほか / 左右社

どんな仕事をしていても、メ切に追われることはよくあります。そして、メ切なんかなければいいのに...と誰しも1度は考えたことがあると思います。そんなメ切に追われる現代人に、メ切の持つ効果を教えてくれる1冊です。

確定申告の時期がやってまいりました！

★確定申告とは...?

1月1日～12月31日までの間に得た全ての所得とその所得についての税金を計算し、源泉徴収などによって納めた税金とを比較し、税金の過不足額を精算する手続きを言います。

★確定申告の対象になる人とは...?

- ・個人事業主
 - ・給与の収入が年間2千万円を超えている人。
 - ・2つ以上の会社から給与をもらっている人。
 - ・不動産収入、配当収入、年金収入などの副収入があり、その所得が20万円を超える人。
 - ・医療費控除を受ける人。
 - ・初めて住宅ローン控除を受ける人。
 - ・一年の途中で退職し、年末までに再就職せず、年末調整が受けられない人。
- このような方が対象です。

確定申告に必要な資料

- ✓ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- ✓ 私的年金等を受けている場合には支払金額などが分かるもの
- ✓ 医療費の領収書等
- ✓ 社会保険料(国民年金保険料)や生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ✓ 寄付金の受領証

確定申告の際、これらの資料が必要になりますのでご確認よろしくお願いいたします。

医療費控除の対象となるもの 対象とならないもの

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。医療費、治療の1年の合計額が年間で10万円を超えたとき(またはその年の総所得金額等が200万円未満のときはその総所得金額等の5%の金額を超えたとき)に受けすることができる所得控除です。

＜控除対象となるもの＞ ＜控除対象とならないもの＞

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ・医薬品の購入 (健康増進の為などの 医薬品購入をのぞく) | ・メガネ・コンタクトレンズの費用 |
| ・通常の入院費用 | ・ホワイトクリーニングや歯列矯正 |
| ・虫歯や歯周病の治療 | ・人間ドックや健康診断 (ただしこれにより重大な疾患が 見つかった場合は控除対象) |
| ・レーシック手術 | ・予防接種の費用 |
| ・妊婦の定期健診費用 | ・健康維持の為のマッサージやハリ代 |

セルフメディケーション税制の創設

平成29年1月1日～平成33年12月31日

控除対象となる年に健康診査や予防接種などを受けた人が、薬局などで対象のOTC医薬品(市販薬)を年間12,000円を超えて購入したときに受けすることができる所得控除です。

※医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に利用することができないので、申告者自身がどちらを適用するか決める必要があります。